

令和元年度 人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件などをお知らせします。
 問 人事課 ☎内線1130

1 職員の任免・職員数 (単位：人)

① 職員採用 (H31.4.1 現在)

区分	新規採用	再任用※	
		常勤	短時間
一般行政事務	33	11	49
現業	0	1	6
消防	8	0	10

※定年退職後などに再度任用された職員

② 退職

区分	定年	勤奨	その他	合計
一般行政事務	13	3	5	21
現業	1	0	2	3
消防	4	0	1	5

③ 職員数 (特別職・再任用 (短時間) は除く)

	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1
一般行政事務	597	600	598
現業	36	31	28
消防	162	159	161

2 職員の給与

① 決算 (特別職給与、退職手当負担金は除く)

会計	給料	職員手当等	計
一般会計	28億6,828万円	21億4,347万9千円	50億1,175万9千円
特別会計	1億6,888万1千円	1億3,614万8千円	3億502万9千円

② 平均給料など (一般行政職) (H31.4.1 現在)

年齢	給料月額	給与月額	
		(給料+地域手当等の職員手当を含めた合計)	
43.0歳	31万6千900円	43万6千225円	

3 職員の勤務時間や勤務条件など

① 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

② 休暇 (勤務条件に関する調査による)

調査対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	消化率
374人	1万4,083日	4,685日	12.5日	33.3%

4 職員の分限や懲戒処分

① 分限処分：22件 (10人)

② 懲戒処分：5件 (5人)

5 職員の服務 (新規)

① 育児休業の取得者数：14人

② 介護休業の取得者数：6人

6 職員の研修・人事評価

① 職員研修

区分	研修名等	受講人数※延べ人数
階層別	新任職員研修、メンタルヘルス研修など	347人
	専門特別	1,010人
庁外派遣	茨城県自治研修所 (18課程)、各種研修機関 (46課程)、常総地方広域市町村圏事務組合 (13課程)、市町村アカデミーなど	348人

② 人事評価

職員の勤務内容、職務上発揮した能力、勤務意欲の評価を行い、その結果を人材育成に生かし、組織全体の能率の向上を進めるため、人事評価を行っています。

7 職員の福利厚生事業など

① 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内容
短期給付事業	病気・けが、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に保険医療などの必要な給付を行う事業
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する事業
福祉事業	健康保持増進事業 (健康診査など) や保養所の運営、住宅資金の貸し付けなどの事業

② 取手市が実施する健康診断実施

▶ 定期健康診断受診者…486人 (人間ドックなど受診者を除く)

▶ 消防深夜勤務従事職員健康診断受診者…137人

③ 取手市職員互助会の福利厚生事業 人間ドック助成および宿泊助成など

④ 取手地方公平委員会からの報告事項 (取手市に係るもの)

▶ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求…0件

▶ 不利益処分に関する審査請求…0件

▶ 苦情処理…0件

8 職員の倫理の保持に関する状況やそのために講じた施策

職員倫理条例・規則によって利害関係者との間における禁止行為を定め、職員への研修を実施することにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招く行為の防止に努めています。

また、禁止行為に当たらない場合であっても、一定の行為については報告を求め、その内容を倫理委員会で確認することにより透明性を確保しています。

▶ 倫理規程違反…0件



感染予防に留意して健康増進の取り組みを



取手市長

藤井信吾

キンモクセイが薫り、秋晴れが心地良い季節となりました。夏の猛暑が収まり、爽やかな風が吹きわたる今の時期は、例年ならさまざまなスポーツの大会が盛大に開催される時期でもあります。しかし今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの行事が中止を余儀なくされる事態となっております。

現時点では大きな大会は開きにくい状況ですが、新しい生活様式を取り入れ感染予防と両立させながら、スポーツや健康体操などの教室が再開されています。運営に当たられている指導者の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、自治体が運営管理をする体育施設や公民館を再び閉鎖して市民の皆さまの健康増進の活動が停滞するこ

とがないよう、市としても万全の注意をしております。

私は9月に複数の公民館を視察し、二つの団体でそれぞれ30分を超えての体幹を鍛える運動と一緒に体験しました。翌日に持ち越した筋肉痛を通じ、私はプログラムを継続することの効果がいかに大きいか体感いたしました。同時に、身体的な能力、機能強化に留まらず、仲間との語りなどを通じた社会参画の面で、運動教室が大きな役割を果たしていることを痛感しました。

市も参加しておりますスマートウェルネス首長研究会は、コロナ禍において、高齢者の過度の外出自粛によって、「運動量が減少することで筋力の低下に加え認知機能も低下する『健康二次被害』が発生している」ことを強く訴えており

ます。感染防止を図りつつも、趣味やスポーツを通じて人と交流する日常を回復させることが求められています。

さて民間のフィットネスクラブですが、コロナが本格的に拡大し始めた2月末に隣県のある施設で利用者の感染が報じられたことや緊急事態宣言を受けた休業要請で会員の脱退など、経営面からも厳しい状況となりました。市では、市民の健康二次被害の防止と休業要請で影響を受けたフィットネスクラブ事業者を支援するため、感染予防対策を行いながら事業を継続し市民の健康づくりに貢献していただける事業者者に支援金を交付する制度を始めたいと存じます。